

令和3年9月13日 市長決裁

令和5年3月23日 市長決裁

狭山市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民一人一人が互いに人権を尊重し、多様性を認め合いながら、だれもが自分らしく生きられる社会の実現を目指すため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 双方又はいずれか一方が性自認や性的指向に係る性的少数者である2人が、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行っている関係又は行うことを約した関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある2人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が成年に達した者であること。
- (2) 住所について次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が市内に住所を有していること。
 - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。
 - ウ 双方が市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者、事実上の婚姻関係にある者がいないこと。
- (4) 双方に宣誓をしようとする相手方以外にパートナーシップにある者がいないこと。
- (5) 宣誓をする者同士が、民法（明治29年法律第89号）第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができないとされている者同士でないこと（宣誓をしようとする者同士が養子縁組をしている場合を除く。）。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、そろって市職員の面前において狭山市パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)を自ら記入し、市長に提出するものとする。

2 宣誓をしようとする者の一方又は双方が、自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、宣誓をしようとする者及び市職員の立会いの下で、これを代筆させることができる。

3 宣誓をしようとする者は、次に掲げる書類(宣誓をする日前1箇月以内に発行されたもので、発行された後に変動のないものに限る。)を宣誓書に添えて提出するものとする。

(1) 住民票の写し

(2) 戸籍抄本、独身証明書その他独身であることが確認できる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 宣誓をしようとする者は、宣誓をする日時等について事前に本市と調整するものとする。

5 市長は、第1項の規定による宣誓書の提出の際、宣誓をしようとする者に次の各号に掲げる書類のいずれかを提示させることにより、本人確認を行うものとする。

(1) 個人番号カード(マイナンバーカード)

(2) 旅券(パスポート)

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める書類

(通称の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、市長が特に必要があると認める場合は、宣誓書において、氏名と併せて通称(氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものをいう。)を使用することができる。

2 前項の規定により通称名の使用を希望する者は、当該通称名を社会生活上通用していることが客観的に明らかとなる資料を提示するものとする。

(証明書等の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定による宣誓書が提出された場合において、当該宣誓をした者が第3条第1号、第2号ア及び第3号から第5号までに掲げる要件を

満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者に対し、狭山市パートナーシップ宣誓証明書（様式第2号。以下「証明書」という。）及び狭山市パートナーシップ宣誓証明カード（様式第3号。以下「証明カード」という。）に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

2 市長は、第4条第1項の規定による宣誓書が提出された場合において、当該宣誓をした者が第3条第1号、第2号イ又はウ及び第3号から第5号までに掲げる要件を満たしていると認めるときは、狭山市パートナーシップ宣誓書受付票（様式第4号。以下「受付票」という。）を交付するものとする。

3 市長は、前項の規定による受付票の交付を受けた者（以下「被受付者」という。）が、第3条第2号アに該当することとなり、第9条の規定による届出をしたときは、証明書及び証明カード（以下「証明書等」という。）を交付するものとする。ただし、市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（子に関するファミリーシップの記載）

第7条 前条の規定により証明書等の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）の一方又は双方と共に暮らす未成年の子ども（実子又は養子をいう。以下「子」という。）がいる場合であって、当該宣誓者が証明書等に当該子との関係性の記載を希望するときは、狭山市ファミリーシップ届出書（様式第5号）に、宣誓者と当該子との関係性を確認できる書類、当該子の年齢が確認できる書類及び同居の事実が確認できる書類を添えて、市長に届け出るものとする。宣誓者が新たに当該宣誓者の子との関係性の記載を希望するときも、同様とする。

（証明書等の再交付）

第8条 宣誓者は、当該証明書等の紛失、毀損等の事情により証明書等の再交付を希望するときは、狭山市パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

2 第4条第5項の規定は、再交付を申請する者に係る本人確認について準用する。

3 第1項の規定による申請があったときは、市長は証明書等を再交付するものとする。

（宣誓事項等の変更）

第9条 宣誓者及び被受付者は、宣誓書に記載した事項に変更があった場合（次条各号に掲げる場合を除く。）は、狭山市パートナーシップ宣誓事項変更届出書（様式第7号）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に届け出なければならない。

2 宣誓者及び被受付者は、第7条の規定による届出書に記載した事項のうち、子に

関する事項に変更があった場合は、改めて、狭山市ファミリーシップ届出書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出するものとする。証明書等から子の氏名を削除するとき及び子が成年に達したときも、同様とする。

- 3 前2項の規定による届出があったときは、市長は変更後の証明書等を交付するものとする。

（証明書等の返還）

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、狭山市パートナーシップ宣誓証明書等返還届出書（様式第8号）に証明書等を添えて、市長に届け出なければならない。

- （1）パートナーシップが解消されたとき。
- （2）一方が死亡したとき。
- （3）第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。

（証明書等の無効）

第11条 市長は、宣誓者が虚偽その他不正な方法により証明書等の交付を受けたことが判明したとき又は証明書等を不正に使用したことが判明したときは、証明書等を無効とすることができる。

- 2 市長は、前項の規定により証明書等を無効とした場合は、宣誓者に交付した証明書等の返還を求めるものとする。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、無効とした証明書等の交付番号（証明書等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

（協定締結自治体との相互利用）

第12条 本市がパートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定（以下「協定」という。）を締結した自治体（以下「協定締結自治体」という。）においてパートナーシップ宣誓証明書等の交付を受けた者であって、本市に転入後に証明書等の交付を受けようとする者（以下、「転入宣誓者」という。）は、狭山市パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- （1）狭山市パートナーシップ宣誓継続に関する確認書（様式第10号）
- （2）協定締結自治体における宣誓証明書等
- （3）住民票の写し
- （4）第4条第5項各号に掲げるいずれかの書類

- 2 市長は、転入宣誓者から前項の規定による書類の提出があった場合において、当

該転入宣誓者が第3条各号に掲げる要件をいずれも満たしていると認めるときは、当該転入宣誓者に対し、証明書等を交付するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により証明書等の交付を行ったときは、転出元の協定締結自治体に対し、第1項に規定する書類の受領及び本市における証明書等の交付について、通知するものとする。
- 4 第5条及び第7条から第11条までの規定は、第2項の規定により証明書等の交付を受けた転入宣誓者について準用する。
- 5 本市から協定締結自治体に転出した宣誓者が、転出先の協定締結自治体において、協定に基づく手続を行ったことに伴い、転出先の協定締結自治体から本市に係る第3項に準じた通知があった場合は、第10条の規定による届出を省略することができる。

(周知啓発)

第13条 市長は、パートナーシップの宣誓の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者等への周知啓発に努めるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月11日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前の改正前の第12条の規定による協定市町村との相互利用に係る手続については、なお従前の例による。